



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)…

告示

●東京都告示第八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 公聴会を行う日時 令和三年二月九日(火曜日)午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所 複合施設ふれんど平尾 二階二〇三会議室
稲城市平尾一丁目九番地の一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
(東京都立川合同庁舎二階)
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 稲城市矢野口四千十五番地一
所氏名 株式会社よみうりランド
建築敷地 稲城市矢野口三千三百七十六番地一ほか
地域地区 第一種低層住居専用地域
等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 ゴルフ場(クラブハウスほか) 増築
及び用途 ゴルフ場(便所)

敷地面積 約一、三六六、四六 増減なし
三平方メートル

建築面積 約九、二四〇平方メートル
一トール (合計約九、二七二平方メートル)

延べ面積 約一〇、五〇六平方メートル
メートル (合計約一〇、五三三平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造
地上三階ほか 地上二階

高さ 一四・八メートル 三・二メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和三年一月十二日 羽城市川崎一丁目三百二十番の一部及び同番地先並びに三百三番三、同番四、三百二十二番一、三百二十三番一、同番二、同番四及び同番八の各一部 延長 二九・八七 幅員 二・一〇

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年二月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年二月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 イオンタウン田無芝久保
- 二 店舗所在地 西東京市芝久保町一丁目十二番五号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 常陰 均
- 六 変更後の設置者の代表者名 橋本 勝
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオン株式会社ほか六名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 マックスバリュ関東株式会社ほか三名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社エーピーシー・マート
- 十 変更前の小売業者の代表者名 金城 正宏

- 十一 変更後の小売業者の代表者名 野口 実
- 十二 変更日 平成二十九年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和二年十二月十八日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和三年二月二日から同年六月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 アトレ秋葉原
- 二 店舗所在地 千代田区外神田一丁目十七番六号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドンクほか二十九名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドンクほか二十九名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社日本橋屋長兵衛ほか四名
- 八 変更前の小売業者の住所 山口県山口市佐山七百十七番地一(株式会社ユニクロ)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 山口県山口市佐山一万七百十七番地一(株式会社ユニクロ)ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名 岡田 憲明(株式会社日本橋屋長兵衛)ほか

- 十一 変更後の小売業者の代表者名 岡田 晃佳(株式会社日本橋屋長兵衛)ほか
- 十二 変更日 令和二年十月十五日ほか
- 十三 届出日 令和二年十二月二十一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和三年二月二日から同年六月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 アトレ亀戸
- 二 店舗所在地 江東区亀戸五丁目一番一号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社セントラルフーズほか八十五名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか六十六名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社シドニーほか十一名
- 八 変更前の小売業者の住所 渋谷区代官山町八番十三号代官山ハマダビル(株式会社ルピシア)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 北海道虻田郡ニセコ町字元町四百三十六番地二(株式会社ルピシア)ほか

<p>九 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区岡野一丁目三番地三（株式会社くりこ） ほか</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町十五番地ノ一（株式会社くりこ） ほか</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか七名</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十六名</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十七名</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 豊島区南大塚三丁目三十三番一号</p>	<p>一 店舗名 アトレヴィ大塚</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 令和三年二月二日から同年六月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十三 届出日 令和二年十二月二十一日</p>	<p>十二 変更日 令和二年九月一日ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 湯本 和子（株式会社シドニー） ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 渡辺 美都（株式会社シドニー） ほか</p>
									<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 令和三年二月二日から同年六月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十三 届出日 令和二年十二月二十一日</p>	<p>十二 変更日 令和二年七月十七日ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 永田 俊雄（富士シテイオ株式会社） ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 菊池 淳司（富士シテイオ株式会社） ほか</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

